

企業法

【科目別講評】

18問中A評価が11問、B評価が4問、C評価が3問であり、企業法の合格点は72点くらいではないか。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	6 点	B	商業使用人
問題 2	6 点	B	商法上の問屋
問題 3	5 点	A	株式会社の設立時における定款の作成及び変更
問題 4	5 点	A	株式又は株主の権利
問題 5	6 点	A	新株予約権
問題 6	5 点	C	株主提案権
問題 7	5 点	A	株主総会決議の取消の訴え
問題 8	5 点	A	取締役会設置会社（委員会設置会社を除く）の取締役
問題 9	6 点	A	会計参与
問題10	6 点	A	監査役
問題11	6 点	B	株式会社の会計帳簿
問題12	6 点	B	連結計算書類
問題13	5 点	A	社債
問題14	5 点	A	持分会社
問題15	6 点	A	吸収合併
問題16	5 点	C	外国会社
問題17	6 点	A	適用除外証券
問題18	6 点	C	有価証券の募集の届出

問題 1

正解

2

難易度

B

【出題内容】

商業使用人

【解 説】

- ア. 正しい。支配人は、他の使用人を選任・解任できるが（商21条2項）、他の支配人を選任することはできないと解する（商21条2項の反対解釈）。
- イ. 誤り。商人に選任された支配人はその選任により代理権を有するのであって（商20条・21条1項）、登記（商22条）は対抗要件にすぎない。
- ウ. 正しい。物品の販売等を目的とする店舗の使用人は、その店舗にある物品の販売等に関する権限を有するものとみなされるが（商26条本文）、悪意の相手方に対しては代理権の不存在を主張できる（商26条ただし書）。
- エ. 誤り。商人から営業に関する特定の事項の委任を受けた使用人は、その事項について、一切の裁判外の行為をする権限を有するが、裁判上の行為は除かれている（商25条1項）。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 2

正解

4

難易度

B

【出題内容】

商法上の問屋

【解 説】

- ア. 誤り。商法555条1項前段。
- イ. 正しい。商法553条。
- ウ. 正しい。商法557条・商法31条。
- エ. 誤り。商法557条・商法27条。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 3

正解

3

難易度

A

【出題内容】

株式会社の設立時における定款の作成及び変更

【解 説】

- ア. 正しい。成立後の株式会社の資本金および準備金の額に関する事項は、定款の記載・記録事項ではない(27条)。なお、32条1項3号参照。。
- イ. 誤り。発行可能株式総数は、会社成立の時までに定款に定める必要があるが(37条1項・98条)、資本金・準備金額については定款に定める必要はない。
- ウ. 誤り。そのような規定はない。なお、現物出資については、出資をする者の氏名または名称を定款に記載・記録しなければ、その効力を生じない(28条1号)。
- エ. 正しい。96条。

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 4

正解

1

難易度

A

【出題内容】

株式又は株主の権利

【解 説】

- ア. 正しい。199条1項。
- イ. 正しい。株主の権利行使について、株式会社からその計算において財産上の利益供与を受けた者は、その利益を株式会社に返還しなければならない(121条3項)。
- ウ. 誤り。120条1項3項。
- エ. 誤り。108条1項3号

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題 5

正解

6

難易度

A

【出題内容】

新株予約権

【解 説】

ア. 誤 り。238条1項2号。

イ. 誤 り。238条4項。

ウ. 正しい。譲渡制限新株予約権については、譲渡制限株式と異なり、会社または指定買取人による買取りに関する規定（140条～144条参照）が設けられていない。新株予約権を行使し、株式の交付を受けた段階で考慮すれば足りるからである。

エ. 正しい。取得条項付新株予約権の取得（273条～275条）や新株予約権買取請求権が行使された場合の取得（118条）のように会社法に規定がある場合はもちろん、それ以外の場合であっても自己新株予約権の取得は可能である。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 6

正解

3

難易度

C

【出題内容】

株主提案権

【解 説】

ア. 正しい。298条1項2号，299条2項2号3項4項，303条1項2項。

イ. 誤 り。そのような規定はない。

ウ. 誤 り。6箇月間保有することを要しない（304条本文）。

エ. 正しい。304条ただし書。

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 7

正解

5

難易度

A

【出題内容】

株主総会決議の取消の訴え

【解 説】

- ア. 誤 り。831条1項1号, 828条2項1号。
イ. 正しい。会計参与は, 提訴権者である株主等には含まれない(831条1項柱書1項1号, 828条2項1号)。
ウ. 誤 り。執行役は, 株主等に該当する(831条1項柱書1項2号, 828条2項1号)。
エ. 正しい。会計監査人は, 提訴権者である株主等には含まれない(831条1項柱書1項1号, 828条2項1号)。

以上より, 正しい記述はイ, エであり, 正解は5となる。

問題 8

正解

3

難易度

A

【出題内容】

取締役会設置会社(委員会設置会社を除く)の取締役

【解 説】

- ア. 正しい。339条1項2項。
イ. 誤 り。361条1項
ウ. 誤 り。特別取締役を社外取締役の中から選定する必要はない(373条1項2号)。
エ. 正しい。373条3項。

以上より, 正しい記述はア, エであり, 正解は3となる。

問題 9

正解

3

難易度

A

【出題内容】

会計参与

【解 説】

ア. 正しい。333条3項1号。

イ. 誤 り。339条1項。なお、295条3項参照。

ウ. 誤 り。375条1項。

エ. 正しい。409条3項ただし書。

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題10

正解

6

難易度

A

【出題内容】

監査役

【解 説】

ア. 誤 り。335条2項。

イ. 誤 り。389条7項、386条2項1号

ウ. 正しい。389条4項1号。

エ. 正しい。397条2項。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題11

正解

1

難易度

B

【出題内容】

株式会社の会計帳簿

【解 説】

ア. 正しい。432条2項。

イ. 正しい。433条2項3号。

ウ. 誤 り。権者は会計帳簿の閲覧を請求することができない(433条参照)。

エ. 誤 り。裁判所が命ずることができるのは、「会計帳簿の」全部または一部の提出である(434条)。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題12

正解

6

難易度

B

【出題内容】

連結計算書類

【解 説】

ア. 誤 り。株主総会の承認は不要である(444条7項)。

イ. 誤 り。そのような規定はない。

ウ. 正しい。444条1項。

エ. 正しい。444条4項。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題13

正解

1

難易度

A

【出題内容】

社債

【解 説】

ア. 正しい。676条11号。

イ. 正しい。社債の発行主体は、会社（2条1号）である（676条柱書）。したがって、持分会社（575条1項かっこ書）も社債を発行することができる。

ウ. 誤り。そのような規定はない。

エ. 誤り。717条1項2項。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題14

正解

1

難易度

A

【出題内容】

持分会社

【解 説】

ア. 正しい。578条ただし書。

イ. 正しい。584条。

ウ. 誤り。587条2項。

エ. 誤り。590条1項。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題15

正解

5

難易度

A

【出題内容】

吸収合併

【解 説】

ア. 誤 り。783条1項, 309条2項12号3項2号。

イ. 正しい。784条1項。

ウ. 誤 り。785条2項1号ロ。

エ. 正しい。785条6項。

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題16

正解

6

難易度

C

【出題内容】

外国会社

【解 説】

ア. 誤 り。5条かつこ書。

イ. 誤 り。日本における代表者のうち1人以上は日本に住所を有する者であることを要するが、日本国籍を有することまでは要求されていない(817条1項)。

ウ. 正しい。818条1項。

エ. 正しい。933条2項1号。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題17

正解

1

難易度

A

【出題内容】

適用除外証券

【解説】

- ア. 開示規定の適用除外となる。金商法3条1号。
- イ. 開示規定の適用除外となる。金商法3条2号。
- ウ. 開示規定の適用除外とならない。金商法3条3号柱書かつこ書。
- エ. 開示規定の適用除外とならない。特定有価証券（金商法5条1項柱書第1かつこ書）である。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題18

正解

2

難易度

A

【出題内容】

有価証券の募集の届

【解説】

- ア. 正しい。募集の相手方がすでに情報を取得あるいは容易に取得できる場合であるから、届出義務が免除される（金商法4条1項1号、施行令2条の12）。
- イ. 誤り。1億円未満の募集は、原則として、届出義務が免除されるが（小額免除、金商法4条1項5号）、潜脱防止のために、1年通算して1億円となる場合には、届出義務が課せられる（開示府令2条4項2号）。
- ウ. 正しい。特定投資家等取得有価証券一般勧誘の場合には、一般投資家の保護のため届出義務があるが（金商法4条3項柱書本文）、当該有価証券に関して「開示が行われている場合」（金商法4条1項3号参照）であれば、一般投資家の保護に欠けないので、届出義務が免除される（金商法4条3項柱書ただし書）。
- エ. 誤り。有価証券届出書には証券情報と企業情報とが記載されるが（金商法5条1項）、証券情報のうち「当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には」、「発行価格その他の内閣府令で定める事項」を記載しなくてもよいとの例外が認められている（金商法5条1項柱書ただし書、開示府令9条）。本記述のような時価発行では、届出の段階で発行価格が確定していない場合があることに備えたものである。「払込期日」については例外を認める必要性はなく、開示府令9条でも例外とはされていない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は2となる。